

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.443

TOPICS

主な記事

- 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について
- 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- 「令和5年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

主な同封物

- トラック運転者の改善基準告示が変わります！
- トラックドライバーの新しい労働時間規制が始まります！

6
2023
June



場 所：コウノトリの郷公園（豊岡市）
撮影者：若林秀和（日新自動車運送株式会社）

CONTENTS



行政からのお知らせ

神戸市消防局

- 1 令和5年度「危険物安全週間」の実施について(お願い)

総務省

- 2 みんな知ってる？ 電波の不正利用は犯罪なんだよ！

全ト協

- 3 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

事務局からのお知らせ

- 7 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- 8 環境対応車導入促進助成(天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車)
- 10 令和5年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について
- 11 「令和5年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

支部活動だより(東部支部)

- 12 交通安全祈願祭を開催しました

13 理事会・委員会だより

陸災防のページ

- 14 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

18 会員だより

19 協会日誌

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 21 今月のテーマ 「あおり運転等危険運転の苦情について」

「標準的な運賃」を活用するための
運賃・料金の変更届出はお済みですか！
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和5年4月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	557社	34.5%

※届出割合は全国ワースト1位

行政からのお知らせ

神戸市消防局

令和5年度「危険物安全週間」の実施について（お願い）

本年も全国一斉に「危険物安全週間」が実施されることとなりました。神戸市におきましても、下記のとおり「危険物安全週間」を展開致しますので、この運動の趣旨を御理解いただき、格別の御協力をお願い申し上げます。

記

1 目的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制を確立し、「安全で安心なまちづくり」を推進する。

2 実施期間

6月4日（日）～6月10日（土）までの7日間

3 推進標語

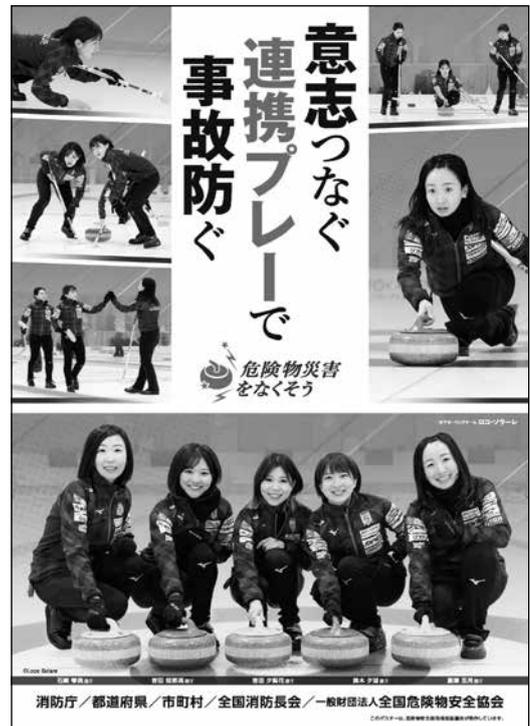
「意志つなぐ
連携プレーで
事故防ぐ」

4 推進機関

神戸市消防局・神戸市危険物安全協会

5 協力団体（順不同）

- ・一般社団法人兵庫県トラック協会
- ・神戸地区石油コンビナート等
特別防災区域協議会
- ・兵庫県石油商業組合
- ・兵庫県塗料商業協同組合



令和5年度危険物安全週間推進ポスター

（一財）全国危険物安全協会発行から転載

ご相談は、もよりの消防署へ

神戸市消防局 078-325-8515
東灘消防署 078-843-0119
灘消防署 078-882-0119
中央消防署 078-241-0119

兵庫消防署 078-512-0119
北消防署 078-591-0119
長田消防署 078-578-0119

須磨消防署 078-735-0119
垂水消防署 078-786-0119
西消防署 078-961-0119
水上消防署 078-302-0119

総務省

みんな知ってる？ 電波の不正利用は犯罪なんだよ！

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるように、電波利用環境の保護に取り組んでいます。

近年、インターネット等の通信販売により、ワイヤレスカメラやドローン等の外国規格の無線機器が流通しています。手軽に購入できる製品でも、日本の法令に合致しない規格の無線機器を国内で使用すると電波法に違反し、処罰の対象となります。

また、不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの機器から出される不法電波は、消防・救急、鉄道、防災などの重要な無線通信を妨害することがあります。

暮らしの安全・安心のために、電波のルールを守りましょう。

STOP THE 不法電波!

電波はルールを守って正しく使しましょう！

- ① 無線機器を使用する際は「技術マーク」を確認を。
- ② 外国規格の無線機器にはご注意ください。
- ③ 電波の利用には原則免許が必要です。

電波を正しく使わないと、警察や消防の無線やスマホなどの通信を妨害するかもしれないんだって。

電波が妨害されると君ともつなげられなくなっちゃう。そんなのいやだね。

みんな知ってる？
電波の不正利用は
犯罪なんだよ！

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
電波利用 検索

総務省 近畿総合通信局
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

0203.05

全ト協

「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

国土交通省を中心に「不正改造車を排除する運動」が展開されますが、全日本トラック協会・兵庫県トラック協会においても、「トラック運送業界における不正改造車排除運動」を実施いたします。

会員各位におかれましては、実施要領・細目に基づいて本運動に取り組んでいただき、重点排除項目及び基本排除項目に留意するとともに、各事業所での取り組みに「不正改造防止自主点検票」を活用するなど、この機会に不正改造についての認識を深め、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図っていただきますようお願いいたします。

令和5年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領(抜粋)

令和5年4月20日 (公社) 全日本トラック協会

1 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

※ 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組みます。

3 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

令和5年度「不正改造車を排除する運動」実施細目（抜粋）

令和5年4月 国土交通省 近畿運輸局
（近畿地方版）

- 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、積極的な広報活動、関係機関と連携した排除運動に取り組むこととする。
- 近畿運輸局管内における本運動の名称並びに標語
 - ・名称：『不正改造車を排除する運動』
 - ・標語：『6月は「不正改造車排除強化月間」です。』及び『あかん！くるまの不正改造！』

各事業者別実施事項

貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《（一社）近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会（自家用協会）、（一社）大阪自動車回送協会等》

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - ① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。
 - ② 自家用協会においては、一定数以上の自家用自動車を使用していることにより選任されている整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう、各運輸支局と連携して周知に努める。
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - 1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

※ 不正改造車を確認した際の情報提供は、登録ナンバーに記載された地域を管轄する運輸支局へ直接お電話いただくか、各種情報提供連絡書をFAXしてください。

兵庫県下の登録番号（ナンバー）の場合は、兵庫陸運部 整備担当部門へ！

TEL: 078-453-1103 FAX: 078-431-8761



※ 下記の閲覧は、兵庫県トラック協会ホームページ（<http://www.hyotokyo.or.jp/>）からご覧下さい。

- ・国土交通省自動車局「不正改造車を排除する運動」実施要領・実施細目
- ・国土交通省近畿運輸局「不正改造車を排除する運動」実施細目
- ・全日本トラック協会「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領
- ・「不正改造防止自主点検票」、「不正改造車の情報提供連絡書」、「迷惑黒煙車の情報提供連絡書」、「情報提供連絡先一覧」
- ・参考：自動車点検整備推進協議会 <http://www.tenken-seibi.com/>



整理番号	
------	--

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有 (台)	
		従業員車両	無	有 (台)	
		販売車両	無	有 (台)	
		その他	無	有 (台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(開始年月日から令和5年5月末までの期間)

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)
(無事故・無違反開始年月日 平成15年6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)
(無事故・無違反開始年月日 平成15年6月2日～平成25年6月1日まで)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

◎推薦方法

- (1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。
- (2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。
- (3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。
- (4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

◎締め切り

令和5年7月14日(金)

◎提出先 及び方法

〒657-0043
兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27
(一社)兵庫県トラック協会 総務部まで
TEL : 078-882-5556
E-mail : hta@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕彰候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力の上、上記メールアドレスへ送付してくださいようお願い申し上げます。

環境対応車導入促進助成 (天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車)

1 事業の趣旨

環境負荷の低減及び代替エネルギー対策の推進による安定的な輸送力を確保するため、環境対応車導入促進を図る。

2 助成対象車両

使用の本拠の位置を兵庫県内に置く車両総重量2.5トン超の車両であって、次の(1)及び(2)、並びに(3)～(5)のいずれかに該当する自動車とし、新車新規登録自動車に限るものとする。

- (1) 車両の登録年月日
令和5年3月11日～令和6年3月8日
 - (2) 車両購入代金の支払い日又はリース期間の開始日
令和5年4月1日～令和6年3月8日
 - (3) 天然ガス自動車
 - (4) ハイブリッド自動車
 - (5) 電気自動車
- ※ リース期間は、原則として法定耐用年数以上とする。

3 助成対象事業者

前条に定められた助成対象車両を導入した会員又は会員に対象車両を貸与するリース事業者に対して助成を行う。ただし、(5)電気自動車については、購入の場合は車両の所有者に対し、リースの場合は車両の使用人に対し、別途下記の条件を付する。

- ・ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)の事業者であること。

4 交付額及び上限等

交付額は、別表の「1.助成金の交付額①天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車」とする。

なお、台数の上限は、別表の「2.助成台数の上限」とする。

5 申請方法、提出書類

《交付申請》

車両登録の前日までに、提出するものとする。

- (1) 「環境対応車導入促進助成金交付申請書(5枚複写)」
- (2) 導入する車両の見積書

《実績報告》

事業の完了後、1ヶ月以内又は令和6年3月8日のいずれか早い日までに提出することとする。

- (1) 「環境対応車導入促進助成金実績報告書(助成金交付請求書)」
 - (2) 導入した車両の自動車検査証記録事項を出力したものの写し
 - (3) 導入した車両代金の請求書の写し及び領収書の写し(購入導入に限る)
 - (4) 導入した車両のリース契約書の写し(リース導入に限る)
 - (5) (電気自動車の場合) 車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し
- ※ 請求書の写し及び領収書の写し、並びにリース契約書の写しには、導入車両の自動車登録番号又は車体番号が明記されているものとする。
- ※ 「事業の完了」とは、登録が完了し、車両購入代金の支払い又はリース契約の締結が完了したものとする。

6 申請受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月7日までとする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

7 その他留意事項

(1) バイフューエル車の取扱い（助成対象車両関係）

CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については、天然ガス自動車として助成対象とする。なお、助成金額は5万円とする。

(2) 車両登録後の申請について（申請受付期間関係）

事前申請が原則だが、継続して助成事業が実施できるよう、令和5年3月11日～6月30日までの登録車両に限り、事後申請を認める。

なお、事後の申請の受付期限は、7月28日とする。

(3) 原則として、全日本トラック協会の補助金を併用するが、全日本トラック協会の補助要件を満たせない次のア及びイに該当する車両については、補助金を併用しない。

ア. 車両の登録年月日が、全日本トラック協会の助成対象でない車両

イ. 全日本トラック協会の交付申請が出来なかった車両

(4) 天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合であって助成対象車両を永久抹消登録した場合、助成金の返還を求めないこととする。

(5) 助成を受けた車両は、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、賃貸又は担保に供してはならない。

8 申込・問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL:078-882-5556

別表

1. 助成金の交付額

①天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車

導入車両の種類、及びクラス、又はタイプによって下表の通りとする。

	導入クラス (車両総重量)	補助金(助成金)交付額		総交付額
		全ト協	兵ト協	
天然ガス自動車	最大積載量4t未満	122,000	122,000	244,000
	最大積載量4t以上	459,000	459,000	918,000
	車両総重量12t超	1,000,000	1,000,000	2,000,000
	バイフューエル車	50,000	50,000	100,000
ハイブリッド自動車	最大積載量4t未満	97,000	159,000	256,000
	最大積載量4t以上	335,000	558,000	893,000
	車両総重量12t超	300,000	700,000	1,000,000
電気自動車	車両総重量2.5t超	300,000	300,000	600,000

※ 助成対象車両の登録日が令和5年3月11日～3月31日及び令和6年2月以降の申請は、全ト協助成の対象外。

2. 助成台数の上限

会員が兵庫県内に保有する原動機付事業用自動車の台数ごとに、以下の台数を上限とする。上限台数は、天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車とディーゼル自動車の合計台数とする。

保有車両台数 ※令和5年4月1日現在	助成限度台数
50台未満	5台
50台以上100台未満	10台
100台以上200台未満	15台
200台以上	20台

令和5年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について

1. 事業の趣旨

(一社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では会員事業者が経営実態の把握と具体的な課題を抽出し経営体質を高めることを目的として、専門家による受診しやすい一般的な経営診断と、全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断を促進するための助成事業を下記のとおり実施します。

2. 助成対象

兵ト協会員とする。

3. 交付額及び上限等

一般的診断及び総合的経営診断
診断に必要な直接費用 160,000円(上限)

参考 全ト協が指定する診断士による総合的経営診断に要する直接費用は概ね160,000円です。
診断士出張旅費 30,000円(上限) [東京往復 30,000円・大阪往復 3,000円・兵庫県内 なし]

4. 申請方法、提出書類

1. 一般的経営診断受診申込書、または、総合的経営診断受診申込書(様式1)
※受診申込書は、兵ト協ホームページに掲載しています。
経営診断終了後は、下記の書類を提出する。
2. 経営診断受診促進助成金交付申請書(請求)(様式3)
添付書類 ①経営診断(現地調査等)完了報告(様式4)
②「経営診断報告書」の表紙と目次(写) ③経営診断受診後調査票
④経営診断に係る請求書(写) ※直接費用・旅費等が明記してある請求書

5. 申請受付期間

令和5年4月1日～令和6年2月9日
但し、上記期間中であっても助成額が予算額に達した時点で終了とします。

6. その他留意事項

・ 一般的な経営診断

① 助成要件
兵ト協の会員として、次に掲げる資料を診断に必要な資料として使用し、経営実態の把握と課題を抽出することが出来る一般的な経営診断を受診したときに係る費用の一部を助成する。
助成回数は、事業年度において1事業者1回限りとする。

② 一般的経営診断内容

ア 事業(経営理念と戦略、事業運営と経営管理、労務管理等)の診断
イ 財務(安全性、収益性、成長性、生産性等)の診断

③ 受診資料

ア 過去3年の決算書若しくは営業報告書
イ 診断士から求められる資料(自己診断チェックリスト含む)

④ 診断士

診断士は、兵ト協から依頼若しくは事業者自身が依頼し兵ト協が承認する診断士

・ 総合的な経営診断

① 助成要件及び受診資料

全ト協標準経営診断システムによる

② 診断士

診断士は、全ト協が指定する診断士

7. 問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 業務部
神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556

「令和5年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

令和5年度第1回 運行管理者試験 貨物		公示											
1. 試験方法	C B T 試験 ※C B T 試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。												
2. 試験期日	令和5年8月5日(土)～9月3日(日)												
3. 試験場所	全国47都道府県で実施します。												
4. 受験資格	次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方(受講予定の方は、令和5年7月26日までに修了した方)												
5. 受験手続	①申請の方法及び期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">申請方法</th> <th style="width: 70%;">申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット申請 (新規・再受験)</td> <td>令和5年6月12日(月)～令和5年7月12日(水)</td> </tr> </tbody> </table> (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。(書面申請はありません) ②試験会場等の予約 試験会場と試験日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。 ③受験手数料：6,000円(非課税)		申請方法	申請期間	インターネット申請 (新規・再受験)	令和5年6月12日(月)～令和5年7月12日(水)							
申請方法	申請期間												
インターネット申請 (新規・再受験)	令和5年6月12日(月)～令和5年7月12日(水)												
6. 合格基準	次の(1)及び(2)の両基準を満たすこと。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出 題 分 野</th> <th style="text-align: center;">必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">①貨物自動車運送事業法関係</td> <td style="width: 50%;">②道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③道路交通法関係</td> <td>④労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td style="text-align: center;">2問以上</td> </tr> </tbody> </table>		出 題 分 野		必要な正解数	①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上	③道路交通法関係	④労働基準法関係	⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出 題 分 野		必要な正解数											
①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上											
③道路交通法関係	④労働基準法関係												
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上											
7. 試験結果の発表	(1) 令和5年9月20日(予定) (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。												
——— 国土交通大臣指定試験機関 ——— <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">NECO</div> <div style="text-align: left;"> 公益財団法人 運行管理者試験センター </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F ホームページ https://www.unkan.or.jp/</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 【お問い合わせ】 運行管理者試験事務センター TEL 03-6635-9400 </div>													



支部活動だより (東部支部)

交通安全祈願祭を開催しました

5月11日、東部支部は尼崎市東園田町の船詰神社において例年開催している春の全国交通安全運動行事の一貫として、交通安全祈願祭を行い、当日は吉田支部長を含め、7名が参加しました。



OFF
きれいな空気を大切に...
アイドリングストップ宣言
(一社)兵庫県トラック協会

理事会・委員会だより

令和5年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議を開催しました

日時 令和5年5月18日（木）
場所 兵庫県トラック総合会館

原岡会長、他常任理事16名、監事2名が出席し、下の審議事項は全て承認されました。

議 題

(1) 第1回理事会対処について

- ①理事会開催日程（案）について
- ②令和5年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- ③令和4年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- ④令和4年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- ⑤令和4年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- ⑥監査報告書について
- ⑦会員の入会の承認について
- ⑧第65回定時総会の開催（案）の承認について
- ⑨定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- ⑩役員候補者の推薦について



令和5年度第1回物流政策・交付金委員会を開催しました

日時 令和5年5月11日（木）
場所 兵庫県トラック総合会館

尾上副会長、他委員21名が出席し、下の議題は全て承認されました。

議 題

1. 令和5年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
2. 令和4年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
3. 令和4年度運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る決算報告
 - ア 収支計算書等について
 - イ 貸借対照表について
 - ウ 正味財産増減計算書について
4. 第46回近代化基金融資公募状況について
5. その他
 - ア 令和5年度トラック関係施策に関する要望と結果について（全ト協）
 - イ 「標準的な運賃」の届出状況について
 - ウ その他



陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2023年7月27日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2023年7月28日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2023年6月6日(火)～2023年7月21日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.0cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス

ティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

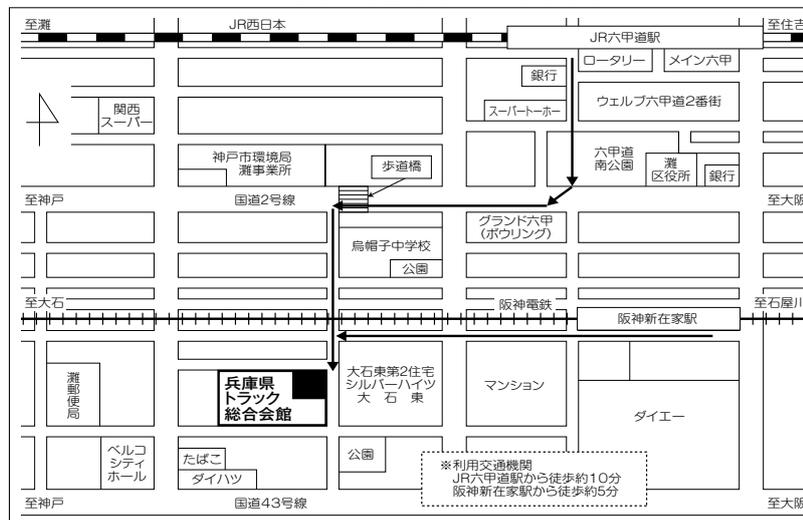
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買いましょう

軽油「元売別」購入価格表（令和5年4月末現在）

（単位：円/ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド	
	平 均	平 均	平 均	平 均	
J X T G	114.51	118.97	120.79	120.19	兵ト協 調 べ
出 光	110.08	116.38	119.63	125.00	
コ ス モ	115.43	116.73	120.00	108.70	
三 井				110.00	
そ の 他	110.68	112.53	117.95	125.80	
総 計	112.78	115.16	120.12	120.18	
5 / 3	全国平均	110.19	調査なし	119.23	全ト協 調 べ
	近畿平均	110.41		121.51	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
令和4年5月	117.40	117.63	122.17	128.76
令和4年6月	112.17	112.51	120.31	127.07
令和4年7月	117.90	121.75	125.42	130.93
令和4年8月	113.40	114.24	118.46	124.25
令和4年9月	114.51	113.40	118.32	122.29
令和4年10月	113.14	114.70	121.25	126.60
令和4年11月	114.32	113.68	121.13	127.02
令和4年12月	112.48	114.43	119.32	122.42
令和5年1月	112.62	114.05	117.69	125.42
令和5年2月	112.43	115.04	116.54	122.73
令和5年3月	110.71	113.82	115.41	122.33
令和5年4月	113.14	113.97	117.18	123.62
令和5年5月	112.78	115.16	120.12	120.18
年間平均	113.62	114.95	119.49	124.89

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
5.4.26	西播	一般	西川建設	西川啓介	〒671-2136 姫路市夢前町護持1364-460	TEL 079-335-4334 FAX 079-335-4334
5.2	東部	一般	NEKASAM(株)	松木健祐	〒661-0962 尼崎市額田町8-3	TEL 06-7492-0600 FAX 06-7492-0600
5.8	東播	一般	(株)森商会	前田かおり	〒675-0162 加古郡播磨町二子213-1	TEL 078-201-5140 FAX 078-201-5140
5.15	西播	一般	K B S (株)	川上光弘	〒671-2411 姫路市安富町三森446	TEL 0790-66-4152 FAX 0790-66-4152

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
5.4.20	東部	一般	竹内運送店	竹内豊
4.20	東神戸	一般	寿運送(有)	上北幸二

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
16	代表者	細尾運送(株) 細尾 要	有馬 伸久
32	住所 TEL/FAX	吉井運送(有) 西宮市上甲子園4-8-19 TEL 0798-22-6262 FAX 0798-34-1671	〒660-0833 尼崎市末広町1-3-17 TEL 06-6413-2003 FAX 06-6413-3661
70	社名 代表者	三協運輸(有) 辰己 弘	ヒップスタイル神戸(株) 新居 佳明
91	住所 TEL/FAX	(株)ブレックス 神戸市東灘区住吉本町1-7-8 TEL 078-846-0355 FAX 078-846-0356	〒658-0012 神戸市東灘区本庄町2-4-12 TEL 078-436-0173 FAX 078-436-0174
145	FAX	NYトレーディング(株) FAX 078-203-4908	FAX 078-223-7377
151	代表者	サンライズ運輸倉庫(株) 平石 正人	松井 洋一
168	代表者	(有)ワイ・ケイ物流 井上 章雄	宇治 史顕

協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・9	兵ト協 但馬支部総会	但馬長寿の郷	6・7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館
	兵ト協 監事監査	兵ト協		兵ト協 重量鉄鋼部会正副部会長監事会議	兵ト協
10	自動車関係団体連絡会議	自動車会館		無事故・無違反運動「チャレンジ100」結果検討会及び打合せ会議	兵庫県民会館
	兵ト協 海コン部会 夜間パトロールに関する要望活動	東灘警察署 神戸水上警察署	8	大ト協 創立60周年記念式典・感謝の集い	リーガロイヤル ホテル大阪
11	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協	9	Gマーク事前相談会	西部研修 センター
	トラックの日の行事検討プロジェクト会議	三田市総合 文化センター		近ト協 幹事会	ホテル グランヴィア大阪
12	特殊車両通行許可申請講習(オンライン)			神戸市危険物安全協会総会	中央文化センター
	兵ト協 監事監査	兵ト協	12	運輸安全マネジメントセミナー	西部研修 センター
	兵ト協 西神戸支部総会	第一楼	13	全ト協 重量部会 総会	ホテル日航大分 オアシスタワー
15	兵ト協 百貨店部会 総会	高山グリーンホテル	14	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協
16	兵ト協 海コン部会定例会議	兵ト協		兵ト協 引越部会 委員会	兵ト協
	2023年度Gマーク説明会	兵ト協	15	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協
17	KTS 正副部会長会議	ホテルポストン ブラザ草津		三木会	兵ト協
18	兵ト協 正副部会長会議	兵ト協	16	天狼会総会	エクシブ六甲 サンクチュアリヴィア
	兵ト協 役員選考委員会(第3回)	兵ト協		兵ト協 海コン部会 総会	大阪ハイアット リージェンシー
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協		兵ト協 食品部会 正副部会長・監事会議	兵ト協
	2023年度Gマーク説明会	西部研修会館	17	滋賀県トラック女子部会創立10周年記念式典	琵琶湖ホテル
5・19	兵ト協 東部支部総会	都ホテル尼崎	19	プラン2025目標達成フルセミナー	兵ト協
	兵ト協 東部支部創立50周年記念式典	都ホテル尼崎	21	KTSチャリティ募金贈呈式・正副部会長会議	NPO法人関西子ども文化協会 ホテルグランヴィア京都
	兵ト協 西宮支部総会	宝塚ホテル		過労死等防止対策セミナー	兵ト協
	兵ト協 兵庫支部総会	第一楼	23	全ト協青年部会「関東ブロック大会」	甲府記念日ホテル (山梨県)
	兵ト協 東播支部総会	加古川プラザ ホテル		兵ト協 第65回定時総会	ANAクラウン プラザホテル神戸
20	兵ト協 丹有支部総会	郷の音ホール	26	近ト協 定時総会	ANAクラウン プラザホテル神戸
	兵ト協 明石支部総会	明石支部	29	兵庫県高圧ガス地域防災協議会 総会 役員会	ANAクラウン プラザホテル神戸
	兵ト協 淡路支部総会	グランドニッコー 淡路		KTS事務局会議	京ト協
22	兵ト協 ダンプ部会 役員会	兵ト協		全ト協 総会・理事会	第一ホテル東京
23	兵ト協 東神戸支部総会	ホテル竹園芦屋	30	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会議	神戸第二地方 合同庁舎
25	兵ト協 西播支部総会	西播支部		—7月の予定—	
26	全ト協 海コン部会正副部会長会議	全ト協	7・1	Gマーク申請受付(～14日)	兵ト協
30	兵ト協 理事会	兵ト協	4	全ト協 鉄鋼部会 総会	新 横 浜 プリンスホテル
31	兵ト協 路線部会 役員会・情報交換会	兵ト協	6	全日本トラック協会海コン部会総会(～7日)	北 海 道
	—6月の予定—		8	トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会	兵庫県警察本部 運転免許試験場(明石)
6・1	全ト協 理事会 役員会	全ト協		KTS配車担当者(管理者)研修会・業種別交流会	大 成 閣
	全日本トラック事業政治連盟 評議員会	全ト協	13	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル東京
	巡回指導結果定例会議	兵庫陸運部	24	運行管理者試験事前講習会(重点ポイント)	兵ト協
2	兵青協 総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	26	運行管理者試験事前講習会(重点ポイント)	西部研修会館
5	兵ト協 取扱部会 正副部会長監事会議	兵ト協	28	全ト協 専務理事業務連絡会議	札幌パークホテル
6	地球と共生・環境の集い2023	兵庫県公館			

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦勞 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

適正化事業実施機関からのお知らせ

■ 今月のテーマ「あおり運転等危険運転の苦情について」

担当：適正化事業指導員 高橋 豪

適正化事業実施機関では、一般消費者等からの運送事業者に対する苦情の受付・対応を行っております。今回はその中でも特に多い**危険運転等**についてご紹介したいと思います。

苦情の内訳について

令和4年度の苦情対応件数の統計では、危険運転等についての割合が全体の約70%を占め、非常に多くなっております。具体的な内訳は（表1）の通りです。

表1

危険運転※	13件
煽り	11件
急な割込み・追越し	21件
信号無視	2件
速度超過	5件
走行中のトラック荷台からの積載物の落下	2件
走行中のトラックからのごみのポイ捨て	1件
高速道路上の通行帯違反について	1件
追越し車線を長距離走行するトラックについて	1件
執拗にクラクションを鳴らすトラックについて	1件
合 計	58件

※煽り・急な割込み等が複合的に発生している件については「危険運転」として処理しています。

煽り運転等に対して罰則が創設されました

道路交通法の改正により、令和2（2020）年6月30日に「煽り運転」を取り締まる「妨害運転罪」が創設されました。これにより、違反1回で免許取消処分となり、最長5年懲役刑や罰金など厳しい罰則が科されます。

これまでマナーとされていたものからルールへと状況は変わっています！！

危険運転は行政監査につながる可能性もあります!!

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」において、**監査対象事業者**として「事業用自動車の運転者が悪質違反（救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、**妨害運転**、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、無車検運行及び無保険運行をいう。）を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者」が挙げられています。また、近年のドライブレコーダーの普及により、その映像をもって警察に通報された場合等には「**都道府県公安委員会**、都道府県労働局、道路管理者等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者」にあたる可能性があります。加えて、運輸支局等に対し苦情申告された場合には「その他事故、法令違反、事件、**苦情等**の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者」に該当する可能性もありますので、危険運転を行うことにより、行政による**監査→行政処分**へと発展する恐れがありますので、注意が必要です。

危険運転を予防するには、日々の指導や運行の見直しが必要です

危険運転等を引き起こすと、前述の通り多大なリスクを抱えることとなります。それを防ぐには、ドライバーに対し日々適切な指導を行うことが必要不可欠です。トラックの構造上、車間距離を空けていても「煽られている」と感じさせてしまうこともあるかも知れません。その点も考え、ドライバーには**十分な車間距離を保つよう**に指導し、その記録を保存しましょう。また、事故がなくてもドライブレコーダーの動画を日々確認し、運転の状況を確認することも有効でしょう。速度超過や無理な追越しを予防するためには、**余裕を持った運行計画**を作成することも必要です。ドライバーが焦ってしまうような運行になっていないか、今一度見直しましょう。

プロトラックドライバーは交通法規を守るだけでなく、マナーを守り、一般ドライバーの見本となる運転を心がけましょう。他車から迷惑行為を受けても冷静に対応するとともに、自身もより一層安全運転に努めましょう。

- 出典：政府広報オンライン（「「あおり運転」は犯罪です！一発で免許取消し！暮らしに役立つ情報」
政府広報オンライン (gov-online.go.jp)



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転
をした場合



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10種類の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 | 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで 危険が
生じた場合



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 | 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！

●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」申請概要

①申請案内

令和5年4月28日公開

全日本トラック協会ホームページより
※申請案内(冊子)および手書き申請書類は、
5月上旬に配布予定

②Web申請システム

令和5年5月下旬稼働

全日本トラック協会ホームページ
Gマーク関係ページより



申請受付期間

2023年
7月1日(土)

～
7月14日(金)

土・日を除く

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、
「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

「新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置」を
講じています。詳細については、全日本トラック
協会ホームページをご覧ください。

更新の お知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の
皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2021年度(新規)	219****
2回目更新	2020年度(初更)	209**** (1)
3回目更新	2019年度(2更)	199**** (2)
4回目更新	2019年度(3更)	199**** (3)
5回目更新	2019年度(4更)	199**** (4)
6回目更新	2019年度(5更)	199**** (5)

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には
「Gマーク」ステッカーを
剥がしていただく等、
Gマーク認定事業所が
正しく認知されるように
してください。



●剥がされたGマーク認定
ステッカーは、
「安全認定」の
有効期限2022年末
国土交通省/全日本トラック協会

適切な使用例

申請案内など詳しくは
「Gマーク」で検索してください。

Gマーク 検索



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい
内容については、ホームページをご覧ください。
<https://jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019